

障 福 第 1957 号
平成 30 年 7 月 20 日

県所管域（指定都市・中核市を除く）
各指定共同生活援助事業所 管理者 殿

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
障害サービス担当課長
（ 公 印 省 略 ）

障がい者グループホーム運営支援事業について

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県では、平成 30 年度より障がい者グループホーム運営支援事業を実施することといたしましたので、お知らせします。

つきましては、別添チラシのとおり、障がい者グループホーム（指定共同生活援助事業）の運営に関する困りごと等について相談をお受けするとともに、必要に応じて各グループホームに専門家の派遣を行いますので、お気軽にお問合せください。

1 事業内容

- グループホームの利用者支援等に係る個別相談を受けるための窓口を開設すると共に、県所管域の障がい者グループホームを訪問し、運営上の困りごとや支援困難な利用者の支援ノウハウ等のコンサルテーションを実施する。
- また、コンサルテーションにより改善された実践事例等について事例集を作成し、他のグループホームと情報共有し、地域全体でグループホームにおけるサービスの質の向上を図る。

2 委託先・窓口

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会

障がい者グループホーム運営支援窓口

電話 045-514-1263（9:00～17:00）

ファクシミリ 045-671-0295

メール gh-soudan@kanafuku.jp

※ 相談窓口の利用、訪問等は無料です。

※ 対象は、神奈川県知事が指定した共同生活援助事業所です。

問合せ先

障害福祉課施設指導グループ 中村

電 話 045-210-4724（直）

ファクシミリ 045-201-2051

グループホームの運営相談します！

障害者グループホームの運営・管理者のみなさまへ

グループホーム運営に関わる諸問題やお悩みごとを解決し、経営改善を図りませんか！

ご相談・出前研修の費用は**無料**です。

事業所活動で下記のような諸問題・ご相談はありませんか？
専門職の派遣や出前の研修などを行います。

運営の改善

- ・年間計画
- ・人事考課規程
- ・事業目標の設定
- ・人材確保
- ・各種規定等整備
- 等

経営の改善

- ・財務状況の改善
- ・助成金を知りたい
- ・助成金を取得したい
- ・時給
- ・月給の設定
- 等

職員の育成

- ・職員研修
- ・管理者研修
- ・活動の在り方
- ・姿勢の共有化
- 等

日常活動の改善

医療、法務、食事、栄養、衛生、
防災、不動産、建築基準法、消防法、
避難計画、高齢に係る諸問題、
介護保険、成年後見、金銭管理、
法令順守、社会的二一ズ 等



その他何でも事業所のお悩み事やご相談に対応させていただきます。
まずは、相談窓口にご連絡ください。

本事業はグループホーム運営の支援を目的に、神奈川県から受託した事業で、神奈川県下(横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市を除く)で運営されている共同生活援助事業所を対象に実施します。

お問い合わせの内容によっては、お答えできない場合や、時間を要する場合があります。あらかじめご了承ください。

障害者グループホーム運営支援窓口 へのお問い合わせは下記へ

電話で 045-514-1263 (9:00 ~ 17:00)

FAXで 045-671-0295

メールで gh-soudan@kanafuku.jp

郵送で 〒231-0023 横浜市中区山下町 23 番地 日土地山下町ビル 9 階

公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会 障害者グループホーム運営支援窓口

担当 武山・原・若松

HP: <http://gh.kanafuku.jp/index.html>



障がい者グループホーム運営支援窓口 行(FAX : 045-671-0295)

障がい者グループホーム運営支援相談 個別相談申込用紙

GH事業所名称：		登録番号：14
お名前：		連絡先番号：
法人名：		
ご相談内容（該当する項目に○印をつけてください） 複数指定可		
1 虐待防止、人権擁護 等の困難事案について	9 建物の新築・改築等について	
2 障害者総合支援法全般について	10 不動産について	
3 医療（内科・外科・歯科・リハビリ 等）について	11 金銭管理支援について	
4 居住者の高齢化について	12 成年後見制度について	
5 食事・栄養 等について	13 助成金の交付について	
6 税務・経理 等について	14 性の困り事について	
7 各種保険（火災保険・対物対人障害保険 等）について	15 ITなど事業所内設備について	
8 消防関係について		
16 その他（		）
事前確認による 窓口担当者の 訪問の可否	<input type="checkbox"/> 訪問を希望する（希望日 月 日） <input type="checkbox"/> 訪問を希望しない	
	訪問を事業所以外で希望される場合は下記へ場所・連絡電話番号・お名前を記入ください。	
ご相談・お悩み事の内容を出来るだけ詳しく記入願います。		

FAX・郵送・メールでお受けいたします。上記事項を記入して送付ください。

グループホームの 出張相談・研修します！

障害者グループホームの運営・管理者のみなさまへ

事業所活動で下記のような諸問題・ご相談を専門職の派遣や出前の研修などで解決しませんか！

ご相談・出前研修の費用は**無料**です。

人材育成に関すること

職員の確保が将来的に困難になると予想されます。職員に将来の希望を与え継続的に働いてもらうこと、また事業所の次世代を担う職員の育成を図る研修を行います。

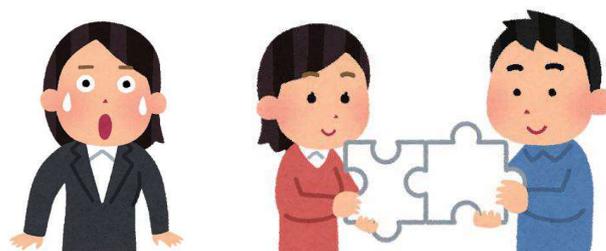
- ・モチベーションアップ
- ・キャリアパスの運用方法
- ・中堅職員の育成
- ・リーダー職の育成
- ・幹部候補育成 等



人との関係づくりに関すること

事業所は人と人の接点で成り立っている職場です。人の内外面に生じ得る多様な課題・問題や現代では許されることの無い行為の発生を未然に防止する研修を行います。

- ・ストレスマネジメント
- ・アンガーマネジメント
- ・ハラスメント
- ・虐待防止
- ・権利擁護
- ・対人コミュニケーションの基本
- ・高齢者との接し方 等



助成金に関すること

事業所が納付する雇用保険料を財源として提供される助成金は、返済不要の給付金のため、資金調達の手法として非常に有用です。積極的な利用は事業所に多くの利益をもたらします。

- ・助成金申請などの支援
- ・各種助成金の案内と取得に向けた活動支援
従業員への雇用維持に関する助成金（雇用調整助成金）、離職者の円滑な労働移動に関する助成金（労働移動支援助成金）、職員の新規雇用に関する助成金（特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金） 等々

財務に関すること

法人が納める主な税金について知り、特に重要である、法人税、消費税、法人住民税、法人事業税、地方法人税、固定資産税の概略や計算方法について学びます。また、法人の財務状態を望ましい状態に保つための方策について学びます。

- 財務全般、分析
- 納税（法人納税の学び） 等



人事・労務・就業環境整備に関すること

客観的な評価に基づき職員の処遇に反映させることは、モチベーションの向上等につながります。また、職員一人ひとりの強みや弱みを明らかにし、本人が認識することで新たな行動へとつながり、職場の活性化に役立ちます。これらの方策について、個別相談を行います。

- 人事考課制度の整理
- キャリアパス構築
- 就業規則の見直し
- 処遇改善 等



業務効率向上に関すること

事業所の生産性要件を向上させることは、職員ならびに事業所の社会的評価にもつながります。職員が活き活きと働き、社会から評価される事業所に成長するヒントについて個別相談を行います。

- 業務効率化
- 運営体制の整備 等



その他何でも事業所のお悩み事やご相談に対応させていただきます。

まずは、相談窓口にご連絡ください。

本事業はグループホーム運営の支援を目的に、神奈川県から受託した事業で、神奈川県下（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市を除く）で運営されている共同生活援助事業所を対象に実施します。

お問い合わせの内容によっては、お答えできない場合や、時間を要する場合があります。あらかじめご了承ください。

障害者グループホーム運営支援窓口 へのお問い合わせは下記へ

電話で 045-514-1263 (9:00 ~ 17:00)

FAXで 045-671-0295

メールで gh-soudan@kanafuku.jp

郵送で 〒231-0023 横浜市中区山下町 23 番地 日土地山下町ビル 9 階

公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会 障害者グループホーム運営支援窓口

担当 武山・原・若松

HP: <http://gh.kanafuku.jp/index.html>

